

論文

日露戦争への道——三国干渉から伊藤の外遊まで——

黒沢文貴

はじめに

明治前期の日露関係は比較的平穏であった。樺太・千島交換条約（一八七六年）の締結にともない、両国にとって長年の懸案であった国境画定問題が平和裏に解決されたからである。かつて一九世紀初頭に日露の軍事的係争が起こるなかで、松前奉行支配調役に捕われたゴロヴニンを救出したリコルドが、事件の解決により「それまではお互に何の交渉も持たなかった二大帝国が（中略）次第次第に接近し合つて、遂には神の御手が人類を導き給ふあの重大目的——相互の利益と便宜に基いて樹立される友好関係——を達成するであらう」と期待し、予言していたとおり、まさに明治前期の日露関係は良好であった。¹⁾

そうした両国関係に大きな緊張をともなう変化をもたらしたのが、日清戦争後に朝鮮半島支配をめぐる最大の対抗国として、清国に代わって「数倍物騒」なロシアが台頭したことであった。やがて不幸にもはじまった日露戦争の宣戦の詔勅に「帝国ノ重キヲ韓国ノ保全ニ置クヤ一日ノ故ニ非ス（中略）韓国ノ存亡ハ実ニ帝国安危ノ繫ル所」と²⁾

記されていたように、少なくとも日本にとっては朝鮮問題が、対露開戦にいたる最大の理由であった。

国際紛争の解決に際し外交交渉が不調に終わった場合、軍事力を使することにさしたる違和感のない時代、それが日露戦争の時代であった。とはいえ、やはり戦争は西洋の大国ロシアにおいても、極東の小国である日本においても大きな出来事であった。それは、それぞれの国家指導者に大きな政治的決断を迫り、またその多方面にわたる影響の大きさをゆえに、重苦しい心理的負担をおわせるものでもあった。

とくに日本の指導層にとって、大国ロシアとの戦争は、敗戦ともなれば自己の進退はいうにおよばず、三五年以上にわたり積み重ねてきた近代国家建設の営為が水泡に帰すかもしれないものであった。たとえば、一九〇五年二月四日の開戦の御前会議決定ののち、明治天皇が「事万一蹉跌を生ぜば、朕何を以てか祖宗に謝し、国民に対するを得ん」と述べ、涙を流したというその姿に、³⁾まさに開戦の決断の重さがあらわれている。

ではなぜ日本の指導層は、それほどまでの危険を承知しながらも、

日露開戦に踏み切ったのであろうか。日露戦争の直前まで日本国民のかなりの部分と指導層の一部に、むしろ厭戦的な気分が漂い、慎重論があったとするならば、なおさら開戦に向かう指導層の決断の背後にどのような認識が潜んでいたのか。本稿は主としてその点に焦点をあて、日本の対露開戦への道程を、日露関係史の文脈において再考しようとするものである。なお対象とする期間は、一八九五年四月の三国干渉から伊藤博文が外遊に出発する一九〇一年九月までとしたい。

一 東アジア国際関係の変化

(一) 帝国主義の新しい潮流

日本の対露イメージを悪化させる大きな契機となったのは、周知のように、ロシアが仏独を誘っておこなった三国干渉(一八九五年)にあった。それ以前にもみられたロシアを「野蛮」視し、その対外発展を「虎狼」視するイメージが、ロシア憎しの「臥薪嘗胆」のスローガンとともに増幅され、ここにロシアに対する「敵」イメージが醸成されたのである。しかしその一方で、たとえばロシアを「義の国」とするような親露的認識も依然として存在しており、対露「臥薪嘗胆」イメージが日露戦争に直接的に結びついたわけではなかった。戦争にいたるまでには、相手国に対するマイナス・イメージを底流としながらも、実際政治においては紆余曲折がみられたのである。

さて日清戦後、王妃閔妃の暗殺(一八九五年一〇月)を目の当たり

にした国王高宗らは、ロシアの力を借りて日本を牽制し、朝鮮の独立を維持しようとした。そのため国王と皇太子がロシア公使館に移り住んだ露館播遷(一八九六年二月)に象徴されるように、朝鮮におけるロシアの影響力が増大した。ただしそうした事態に直面した日本には、西洋列強の援護のない孤立した状況のなかで、武力に訴えてでもロシアの影響力を排除しようとする力はなく、そうした自覚が日本の指導層をしてロシアとの決定的な対立を回避する対露宥和(日露協商)路線をとらせることになった。それが、小村・ヴェーベル覚書(一八九六年五月)、山県・ロバノフ協定(一八九六年六月)、西・ローゼン協定(一八九八年四月)という一連の協定の締結に結びついたのである。

朝鮮(一八九七年以降は大韓帝国)での商工業上の発達を望み、政治的支配を強めたい日本政府にとって、それらの協定は、日露両国の政治的対等を演出することにより朝鮮における影響力を確保しようとするものであった。したがって当該期における朝鮮半島をめぐる日露間の紛争の火種は外交交渉により沈静化しえたのであり、その背景には、少なくとも当時の日露両国指導層に相手国との対立回避を願い、相手国が交渉相手として信ずるに足る国であるという認識が存在していたのである。また交渉案件が朝鮮半島に限定されていたことも、問題を必要以上に複雑化させることなく妥協に導きえた重要な要因としてあげることができよう。

ところで、そうした日露間のある種の均衡状態の背後では、日清戦争の結果がもたらした東アジア国際関係の大きな変動が顕在化しつつ

あった。すなわち日本が戦勝し、下関講和条約と日清通商航海条約（不平等条約）の締結に成功したことによって、第一に、西洋諸国が形成していた不平等条約体制への日本の参入が実現した。日本自身が西洋諸国との不平等な状態を完全に清算しえていたわけではなかったが、少なくとも東アジア国際関係という場においては、たとえば加藤高明駐英公使が日本の「実力」は「極東に於て第一流」と自負していたように、事実上帝国主義的な国として振る舞えるようになったのである。それが、朝鮮半島における日露の宥和を可能にした一因でもあった。

第二は、「眠れる獅子」であった清国の弱さが露呈することによって、より自国の特権的な利益の獲得をめざす新たな中国進出の方法がみられるようになった。つまり「租借地」等の利権を獲得し、「勢力範囲」を設定するという方法である。それは、「最恵国待遇」を通じて各国が結びつき、共通の利益に預かりうるそれまでの不平等条約体制とは異なるものであり、そこにおいては、特権的な領土的経済的領域を確保するために、港湾の租借のほか鉄道敷設権や鉱山採掘権などさまざまな利権の獲得がめざされた⁽⁸⁾。

そうした新しい方法による西洋列強の中国進出が集中的にあらわれたのが、一八九八年から一九九年にかけてのことであった。一八九八年三月にロシアが旅順・大連を租借し、東清鉄道南部支線敷設権を獲得したほか、その前後にドイツ・イギリス・フランスが租借地や経済利権をつぎつぎと獲得した。そしてその際重要なことは、日本もそうした獲得競争に加わろうとしたことである。実際には、国力不足ゆえに

西洋列強と同じような利権の獲得はできなかったが、一八九八年四月に台湾の対岸にある福建省の不割譲を清国に約束させることに成功した。それはのちに伊藤博文が「元老内議ノ大意」として、「清国分割ノ止ムヲ得サルニ至ラハ、我ハ浙江、福建ニ立脚ノ地歩ヲ移スノ外ナシ」と述べていたように、台湾対岸の地を勢力範囲にしようとする意欲のあらわれであった。

このように日清戦後の日本は、東アジア国際関係における勢力均衡と力の政治を担いうる帝国主義国へと成長しつつあったのであり、そのなかで西洋列強にならい「租借地」等の権益と「勢力範囲」を獲得しようとする志向性を強めていたのである。その意味で、ニコライ二世の戴冠式にあわせてモスクワでおこなわれた山県・ロバノフ協定締結交渉（一八九六年）のなかで、山県有朋全権大使がロバノフ・ロス トフスキー外相に提示した、朝鮮の独立を担保する一方で、朝鮮を南北に分けて日露それぞれの事実上の勢力範囲にしようという提案（ロシアにその気がなく実現はしなかったが）⁽⁹⁾に、東アジアにおける帝国主義の新しい潮流にいち早く適応しようとした日本の姿をかいまみることができよう。

そしてそれは、三国干渉を受け入れた同じ五月に、ロバノフ・ロス トフスキー露外相から日本が朝鮮統治に厚かましく介入し、鉱山や鉄道の利権を獲得しようとしているとの話があると指摘されたことに対して、伊藤博文首相が即座に反応し、そうした事業の独占話は事実無根であるとロシア側に率直に伝えるように陸奥宗光外相に指示した姿

とは、ある意味で対照的であったといえよう。⁽¹⁾

さらに西・ローゼン協定の交渉(一八九八年)に際し、西徳二郎外相がロマン・ローゼン駐日ロシア公使に申し入れた、韓国と満州を日露それぞれの勢力範囲にしようという提案は、東清鉄道の敷設と旅順・大連の租借を軸に満州がロシアの事実上の勢力範囲になりつつあるなかで、交渉範囲を朝鮮半島に限定しないことによって日本の韓国支配を半島全土に拡大しようとしたものであり、後年のいわゆる満韓交換論を早くも先取りしていた点に注目するものであった。⁽²⁾ もっとも提案そのものは、ロシアに軽く受け流されて実現はしなかったのであるが。

なお当該期の東アジア国際関係の変化については、西洋列強による清国の勢力範囲化の進展に直面して、アメリカ国務長官ジョン・ヘイによって発せられた二度にわたる門戸開放宣言(一八九九年九月六日と一九〇〇年七月三日)のもつ重要性にも注目しなければならない。西洋列強の勢力範囲の設定を前提としながらも、宣言で謳われた門戸開放、商工業上の機会均等、そして領土的・行政的保全という諸原則が、義和団事件の勃発後「清国分割」が日本指導層の予想に反してむしろ抑制されるなかで、列強の対中国政策(延いては韓国政策も)を規定する共通認識になっていくからである。

いずれにせよ、日清戦後のわずか数年の間に、日本もそうした帝国主義のいわば新しいお作法を素早く理解し、身に着けつつあったのである。

(二) 韓国の勢力範囲化 ―日英同盟論と満韓交換論―

以上みてきたように、帝国主義の新しい潮流が顕在化しつつあるなかで、朝鮮半島をめぐる日露関係は一連の協定の締結とおしてまがりなりにも均衡を保ちえていた。ところが、ロシアが示したあからさまな南下政策の野心が、日本指導層内にロシアに対する不信感を一気に醸成させることになった。それが、パブロフ駐韓代理公使が新たな海軍用地の獲得意思を示した馬山浦事件(一八九九年五月)である。

旅順の租借はロシアにとって、たしかに念願の不凍港の獲得ではあった。しかし同港は、湾内が狭く多くの艦船が停泊できないため、ロシア太平洋艦隊の基地としては本来不適当な港であった。馬山浦事件はそうしたロシア海軍、とくにドゥバーソフ太平洋艦隊司令長官の、旅順は欠陥軍港であり韓国南東部に新たな不凍港を獲得すべきであるという意を受けた、パブロフ駐韓代理公使が引き起こした独断的な行動であった。とはいえロシアのミハイル・ムラヴィヨフ外相が、そんなことをすれば「日本との軍事衝突をふくめて、あらゆる不測の事態を引き起こしかねない」と危惧し、ドゥバーソフの考えに賛意を表しなかったように、この事件が日本指導層内に強い対露不信感を生みだすとともに、ロシアに対する強硬論を台頭させるきっかけとなった。⁽³⁾

さらに、そうした対露不信を増幅させる決定的な契機となったのが、義和団事件の勃発(一九〇〇年)にともなうロシアの満州占領と露清密約問題(ロシアが満州をあたかも保護国もしくは植民地にしようとするものとして、日本では受けとめられた)であった。つまり日本側

の立場からすれば、一連の日露協商を結び、せっかく対露宥和を進めてきたのに（三国干渉を受けて清国に返還した旅順・大連の租借さえも黙認したにもかかわらず）、ロシアは韓国と満州で日露宥和の精神を逸脱する南下政策をとりつづけ、満州を占領するのみならず、やがては韓国を支配しようとしているに違いないという、ロシアに対する抜きがたい猜疑心と不信感が強まったのである。そしてそこから対露宥和に懐疑的もしくは否定的な強硬路線が、それまでの日露協商論とは異なる外交路線として台頭してきたのであった。¹⁴⁾

それはたとえば、山県有朋が「東洋同盟論」（一九〇一年四月）のなかで、日露両国は「早晩一大衝突ヲ見ルハ勢ノ免レサル所」であり、その衝突を避け戦争を未然に防ぐためには日英独同盟が必要であると説いていたように、「他ノ与国ノ勢援ニ藉テ彼ノ南下ヲ抑制スル」路線であった。¹⁵⁾つまりロシアとの対抗関係にあるイギリスと提携することによって、ロシアの南下を抑止しようとする政策であった。それは、日清戦争の勝利と義和団事件に際し西洋列強との共同出兵を経験した日本が、東アジアにおける帝国主義の国際関係に占める自国の立ち位置に自信を深め、ロシアに対して勢力均衡と力の政治を仕掛けようとするものであった。

もちろん日英同盟論がただちに日露戦争を想定していたわけではなかった。日本の軍備が一八九七年末から一九〇〇年にかけておよそ二倍に増強されたことを受けて、山県たち日英同盟論者が日本の国力に自信を深めていたことは事実であろう。¹⁶⁾しかし、それでも日本単独で

ロシアと戦争することは現実的にはかなり困難であり、それゆえ彼らにしても、ロシアとの戦争を回避したうえで日本の要求が実現しうるならばそれにこしたことはなかった。つまり和戦のいずれをとるにせよ、日英同盟による圧力がロシアに対抗するために必要と認識されたのである。

対露宥和に懐疑的もしくは否定的な外交路線のもうひとつの政策志向性は、ロシアとの外交交渉の範囲を韓国問題のみに限定せず、韓国問題と満州問題とを連繋させる姿勢をいちだんと強めたことである。

つまり日清戦後の日露交渉においては、朝鮮（韓国）問題の範囲内で交渉がおこなわれ、日露両国の利害調整と紛争抑止をはかろうとする意図のもと宥和的な日露協商が締結されてきた。しかし義和団事件後、ロシアが満州に居座ることによって日本の韓国支配が脅かされると認識されるなかでは、ロシアとの外交交渉の範囲を韓国問題に限定することは、ロシアの韓国での影響力をひきつづき認め（それは、日露両国による韓国の分割支配を認め、日本の影響力に制約を設けることを意味する）、日本がめざすべき韓国全土の支配を断念することになりかねない。それゆえもし完全なる韓国支配という最終目標を放棄せず、追求しようとするならば、交渉範囲を韓国問題にのみ限定することは不得策であり、かつまた危険でもあった。勢力均衡と勢力範囲の設定という観点からするならば、むしろロシアが占領している満州を交渉範囲に含めることによって、ロシアの韓国への進出を防ぎ、韓国を日本の勢力範囲にすることができるとする。つまり韓国問題と満州問題

とを連繫させることによってこそ、日本の韓国支配(最終目標は、日露両国が韓国と満州におけるそれぞれの支配を相互に承認することとおした韓国の完全支配)を達成することができると認識されたのである。

ただしそうした考えを、西・ローゼン協定交渉時に西外相がいち早く示していたように、それが日露協商(宥和)論の枠内でも主張されていたことに注意しなければならない。すなわち韓国問題と満州問題を連繫させることによってめざすべき日本の韓国支配の実をどのよう考えるのか、またどの程度の強さで追求するのかについては、ロシアに対する宥和論と強硬論とが交錯するなかで、日本指導者内にもさまざまな認識が存在したのである(西外相は日露協商の成立を優先したために、あっさりと提案を引っ込めた)。

そして義和団事件後の満州占領によってロシアに対する脅威認識がいつそう増大するなかで、日本指導層内に日本が韓国を、ロシアが満州をそれぞれの勢力範囲とすることを日露が相互に認め合うことによって韓国の完全支配をめざそうという政策がいちだんと強まり、さらにそれを譲ることのできない政策目標とする外交路線が台頭することになった。それが、いわゆる満韓交換論と呼ばれる政策志向性の一典型である。ただし満韓交換論には前述のように、その内容と実現要求の強さの程度による違いが存在したのであり、その意味で政策的に幅のある議論でもあった。

いずれにせよ西外相や林董駐露公使らが、ロシアの遼東半島支配を

認める代わりに韓国における権益の拡大をはかろうと考えたように、韓国問題と満州問題とを連繫させるという政策志向そのものは、遼東半島支配というロシアの満州進出を受けて生まれたものであり、義和団事件後のロシアの満州占領が、そうした主張をさらに強める決定的なきっかけとなったのである。

このように対露宥和に懐疑的もしくは否定的な外交路線には、日英同盟論と満韓交換論という次元の異なる政策志向性が内包されていた。日英同盟論は、歴史的にはもともと江戸期以来の対露脅威論と英露対立認識の延長線上にあり、韓国問題と満州問題を連繫させる満韓交換論はロシアの満州進出が進展し、日本の韓国支配への脅威認識が強まるなかで志向されたものであった。

さらに満韓交換論の具体的内容は一様ではなく、それがただちに日露間の戦争に結びつく主張というわけではなかった。それゆえ日露協商論と日英同盟論、外交交渉の範囲を韓国問題に限定する論と韓国・満州の両問題を連繫させる満韓交換論という政策志向性は、必ずしも矛盾・対立するものではなく、外交政策の選択の幅を示すものであった^①。それらをどのように組み合わせるのかは、日本指導層のロシア認識や対英認識、また国内外の情勢認識、そして韓国支配の内容と要求の強さをどの程度に考えるのか等にもとづく、いわば帝国主義的な政策選択であったのである。

二 日露協商論と日英同盟論

(一) 義和団事件とロシアの満州占領

ところで、これまで述べてきた東アジア国際関係の変化にいち早く反応したのが、西洋列強に最前線で対峙していた外交官たちであった。なかでも日清戦争末期にロンドンに赴任した加藤高明駐英公使を、その代表格の一人としてあげることができよう。加藤によれば、ロシアの旅順・大連の租借を「帝国が黙然傍観」するとすれば「帝国の名誉」はいかにして保全しうるのか、「帝国の安全と名誉」を保つためにはロシアの「侵略的所為を掣肘する」ことが当然であり、さらに「清国の分割」がその勢いやむをえざる事態になるならば、日本もその「仲間に加わり」「分配の利益」を受けるか、あるいは「少なくとも、此機会を利用して朝鮮半島を我勢力の下に帰せしめ」なければならぬ。そしてそうした観点からすれば、ロシアが旅順・大連を租借するならば、「完全に露国を韓国から撤退」させなければならぬ。なぜならロシアは「満州経営の歩」が固まれば、「再び朝鮮に活動を開始すること必然疑ふ可からず」だからであった。それゆえ西・ローゼン協定については「一方に於て満州に付き完全に譲り、他方朝鮮に於て依然露国と対等に甘んぜらるゝは何故なりや」と異を唱え、日本は「東洋無比の勢力」をもちながら「黙して止まる」のかと慨嘆し、この際イギリスと提携してロシアに対抗し、日本の国益をはかるべきであると主張する⁽¹⁸⁾。

このように加藤は少なくとも一八九八年段階には、韓国問題と満州問題を連繋させ、日英提携の力によってロシアの南下政策に対抗し、日本の韓国支配を強めようとする考えをもっていた。ただし加藤の反対意見にもかかわらず、現実には西・ローゼン協定は締結されたのであり、その意味で当該期の日本指導層、とりわけ外務省首脳に加藤の認識が受け入れられる余地はまだ少なかった。

なお加藤がそうした考えを他の人よりも早くもちえたのは、加藤が「露国を絶対に信じない」という対露観のもち主であると同時に、親英的な人物であったことも関係しているのかもしれない。加藤はいわばイギリスの眼をもってロシアをみていた側面もあったといえよう⁽²⁰⁾。いずれにせよ、「東洋無比の勢力」を誇る「帝国の安全と名誉」を外交の第一線で担う者としての強いプライドをもち、「清国の分割」の「分配の利益」の獲得と韓国の勢力範囲化をめざす加藤は、まぎれもなく勢力均衡と力の政治を信奉する帝国主義時代の外交官であったのである。

他方、当該期のもう一人の代表的な外交官として、小村寿太郎の名前をあげることができる。駐朝公使（一八九五年）、外務次官（一八九六年）、駐米公使（一八九八年）、駐露公使（一九〇〇年）、駐清公使（一九〇〇年）を歴任し、外務大臣（一九〇一年）にまでのぼり詰めた小村は、日本の国益を第一に考える、まさに帝国主義外交の練達の士であった。関妃暗殺後に朝鮮に赴任した彼は、公使として小村・ヴェーベル覚書をまとめるなど、ロシアの影響力が格段に強まるなかで、減

退した日本の勢力を挽回することに尽力した。しかし、朝鮮国王と皇太子が庇護を求めてロシア公使館に移り住むという露館播遷を防げなかったことは彼にとって痛恨事であり、その心の傷が自らをだし抜いたロシアへの不信感と敵対心とを芽生えさせることになった。⁽²⁴⁾

義和団事件が満州に波及し、東清鉄道の保護を名目にロシア軍が満州に派兵した一九〇〇年七月、ロシアに駐在していた小村寿太郎は同月二二日付で青木周蔵外相に宛て、「韓国問題ハ他ノ列強ト関係ナク、日露間ニ処理セラルベキ」であり、「追究スベキ最善ノ途ハ勢力範囲ノ画定ヲ提案スルニアル」、すなわち日露両国はそれぞれ「韓国及び満州ニ於テ自由手腕ヲ保留シ、各自ノ勢力範囲内ニ於テ相互ニ通商上ノ自由ヲ保障スルニアルベシ」という、満韓交換論にもとづく意見具申をいち早くおこなった。この小村による「満韓ニ於ケル日露勢域協定」⁽²⁵⁾の提案に対して青木外相はただちに賛同し、二六日ロシア政府との交渉を小村に訓令している(ロシアは消極的な反応を示したが、それは後述する山県有朋の「北清事変善後策」の情勢判断が的確であったことを示している)。

こうして義和団事件につづくロシアの満州占領は、外交の最前線で国益を守ろうとしてきた日本の外交官たちに大きな衝撃を与えた。林権助駐韓公使が同年七月五日付の青木外相宛電報で「長城以北満州一面ハ名実共ニ露国ノ有ニ帰スヘキ事殆ト疑ヲ容レス」との認識を示し、その際日本が獲得すべき「分配」は「朝鮮半島」であると述べていたように、⁽²⁶⁾ロシアの満州占領という新たな東アジア情勢の現出に対する

危機感が、韓国問題と満州問題を連繫させることによって日本の韓国支配を維持・伸張させようとする考えを、広く彼らの間に浸透させるきっかけとなったのである。

それと同時に、ここであらためて確認しなければならないのは、彼らの志向性の根底には、ロシアに対する脅威認識のみならず、ロシアが満州を占領するならば「朝鮮半島」支配を日本が強めることは利益の「分配」として当然である、ましてや韓国における日本の勢力がロシアを圧倒している現状からすれば、日本は韓国の完全支配を追求し、満韓交換によってそれを実現すべきであるという、まさに帝国主義的な欲求が横たわっていたということである。

ただし同じ七月に、東京に赴任したばかりのアレクサンドル・イズヴォリスキー駐日ロシア公使が、ウラジーミル・ラムスドルフ外相事務取扱の指示で山県有朋首相や伊藤博文に、ロシアに隣接する韓国北部の治安確保のため日露両国が範囲を分けて軍隊を派遣するという、事実上韓国を日露で二分する提案をおこなったのに対して、韓国全部の勢力範囲化をもくろむ青木外相が拒絶の意向を示す一方で、伊藤や井上馨らが賛意を表したといわれているように、⁽²⁷⁾外交官以外の日本指導層は陸海軍人をも含めて、いまだに韓国問題のみをロシアとの外交交渉の範囲とする慎重な立場にあったことも、強調しておかなければならない。

たとえば井上馨が、ロシアを排除して韓国を完全に支配しようとするれば日露開戦になる可能性があるが、「金なくして戦さができるか」と

青木外相を難詰したとされる出来事も、そうした考えのひとつのあらわれである。⁽²⁷⁾ いうまでもなく日露開戦には軍備のみならず、財政の裏づけも必要であった。

さらにそうした元老たちの立場は、翌一九〇一年三月まで基本的には変わらなかった。同年三月一日、伊藤博文首相の私邸に山県有朋、西郷従道、松方正義が参集して開かれた元老会議の場で、一、「露国ノ満州ニ於ケル動作」について、仮に日本が「外交上单独ニ露ト交渉ヲ試ムルモ」、ロシアが交渉に応じなかったり、日本の要求を入れなかったりしたときには「最後干戈ニ訴ヘ雌雄ヲ決スル覚悟」がなければならぬが、「最後ノ決心ヲ要スルモノトセハ、甚危険」である、それゆえこの際は「我行為ヲ英独意嚮ノ範圍ニ制限スルノ外ナシ」、二、「韓国ノ事」については、ロシアも「今遽ニ日本ト之ヲ争フノ意」がないならば「現状ヲ維持スルヲ目的」とし、「若シ時機アラバ、露ト協商ヲ試ミ其独立ヲ主持シ、日露両国衝突ノ種子タラサシムルヲ努ムベシ」⁽²⁸⁾（傍点筆者）と決めていたからである。

すなわち伊藤も山県も、韓国問題と満州問題とをあくまでも分けて対処し、場合によっては韓国問題だけを対象とする新たな日露協商を結び、両国の武力衝突を避けようと考えていたのである。

もともと山県有朋は、馬山浦事件がおこった一八九九年五月を境にしてロシアへの不信感を募らせており、もともとロシアの南下に対する脅威を一貫して感じていたことも相まって、対露宥和に懐疑的もしくは否定的な立場を強めていた。それゆえその点で、あくまでも口

シアに宥和的な伊藤とは対露姿勢を異にしはじめていた。

しかし一九〇〇年八月二〇日付の「北清事変善後策」で、首相であった山県が「仮令ヒ彼レ〔ロシアのこと―筆者注〕ヲシテ満州処分ヲ以テ朝鮮問題ニ交換スルノ意」があるとしても、「北清ノ禍乱未タ治ラス満州ノ処分未タ議スヘカラサルニ方テ、朝鮮問題ト交換ヲ約スルハ彼レノ表示スル能ハサル所」であり、「理亦我ヨリ之ヲ強フルノ辞ナキニ苦ム」状態にあるとの現状認識を示していた点に注意しなければならない。⁽²⁹⁾

すなわち、同年八月には日本軍を含む八か国連合軍が北京に入り、北京をその支配下に置いたとはいえ、他方では満州にロシアが出兵しており、事変全体がいまだに終息しているとはいえない状況においては、ロシアに満韓交換論を提議しても満足しうる合意に達することは困難であろうというのが、彼の情勢判断であった。また日英同盟を結ばなければロシアとは対決できない、つまり日本単独では満韓交換論をロシアに強いる力はないことも依然として自覚していたのである。

一九〇〇年夏の時点における山県首相の情勢分析は、満韓交換論にもとづく韓国支配を性急に強めようとする小村らある種冒険主義的な外交官たちの、むきだしの帝国主義的野心（九月に青木外相は山県に相談することなく、対露開戦を明治天皇に上奏している）⁽³⁰⁾ に比して実に冷静かつ的確であり、その意味で当時、韓国問題と満州問題とを連繫させる議論が外交官たち以外になかなか広まらなかった理由の一端も、その辺にあったのかもしれない。

さらにまた同年八月には、失敗に終わったとはいえ、福建省の支配をもくろむ厦門事件が山県内閣の閣議決定を経ておこなわれたように、当時の日本指導層のなかには韓国支配のみならず清国南部への進出の志向性もあつたのであり(一九〇一年三月の元老会議においても、その志向性は確認されている)、その点も満韓交換論が広がりを見せなかった背景にあつたのである。

(二) 露清密約と韓国立化の提議

一九〇〇年一〇月二日、清朝の聖地奉天が占領され、満州全土が一七万余のロシア軍の支配下に入った。⁽³¹⁾ くしくも同日、小村寿太郎駐露公使はセルゲイ・ウィッテ蔵相と会談し、目下日本は韓国において「最大ノ利益」をもち、これを「充分ニ保護スルノ義務」を負う、ロシアは近頃満州で「非常ニ重大ナル利益ヲ設定」し、「同ジク之ヲ保護スルノ必要」がある、それゆえ日露両国は「互ニ其重大ナル利益ヲ保護スルニ自由ノ行動ヲ得ンコトヲ目的」とし、これを「基礎」として「従来ノ協商ニ代ル申合」を結ぶことをはかりたいと述べ、私見として満韓交換論を提起した。

ウィッテはそれに対して、「韓国ノ独立及保全ヲ飽迄維持」することが大事であり、それに障害をきたすような「性質ノ協商」は、ロシアとしては「同意シ難キ所」と述べ、さらに「実際若シ満州ニシテ露国領」となれば、「韓国ニ対シ露国ハ日本ヨリモ密接ナル国」となり、その「関係一層重大」となるがゆえに「韓国ノ独立」を傷つけることに

は同意できないと反論した。つまりウィッテは、ロシアにとつても韓国のもつ意味合いが満州占領によつてあらためて重要になると、小村をけん制したのである。ただし現在の日露協商以外にも新たに協定すべきものがないわけではない、それは第一に、日露両国が「清国及韓国ノ独立及保全ヲ維持スルコト」を約束することであると述べ、満州を含む清国と韓国の問題を同列に扱いうる可能性があることを個人的意見として示唆した。⁽³²⁾

他方、一〇月一六日、清国の門戸開放と領土保全を定めた英独協商が締結された。協商にはとくに「他ノ列国(ロシアのこと―筆者注)ニシテ形式ノ如何ヲ問ハス清国ニ於ケル紛擾ヲ利用」して「領土上ノ利益ヲ獲得」しようとするときは、英独両国は「清国ニ於ケル利益ヲ保護スル為メ追テ執ルコトアルヘキ措置」についてあらかじめ協商を遂げるという条項があり、日露米仏墺伊の六か国に協商の主義を認容するように求めていた。⁽³³⁾

そうした動きに対して一〇月二九日、一〇日前に成立したばかりの第四次伊藤博文内閣の外相に就任した加藤高明は、英独協商がロシアの動きをけん制しうるものと考え、同協商への日本の参加を表明した。義和団事件の勃発にともない清国の領土的・行政的保全を求めたアメリカの第二次門戸開放宣言(同年七月)がだされていたように、ロシアの満州派兵は欧米諸国からも非難されており、加藤外相もそうした列強の動向を利用してイギリスとの関係強化と露独接近の阻止(三國干渉のような露独仏結合の再燃の阻止)、そしてロシアの満州占領に

対する圧力を強めようとしていたのである。

さらに加藤外相は、ロシアの満州占領のさらなる進展を阻止し、韓国問題をめぐるロシアとの外交交渉の範囲を満州にまで広げる姿勢をロシア側に明確にした。前者が露清密約の問題であり、後者がロシアによる韓国内中立化構想の提議への対応である。

露清密約問題は、一月にロシアと奉天省長代理との間で仮調印された秘密協定の内容が、翌一九〇一年一月三日付の『タイムズ』で暴露されて以来、日本朝野を騒がせた問題であった。一月一七日の『東京朝日新聞』が、日本は露清密約を「不問に付する」ことはできない、なぜなら「密約の実行と共に、満州は直に露国の版図となる」からである」と報じたように、ロシアに対する日本の世論は激高していた。

また同時に、義和団事件を收拾するための外交交渉を、前年一〇月から清国とはじめていた日本を含む連合諸国も、ロシアの清国との単独交渉に強く反発した。とくに加藤外相は一月七日、李盛鐸駐日清国公使と会談して真意をただし、報道のとおりならば「露国ニ満州ヲ渡セシト同ジ」であり、清国がその力で「露国ニ抵抗シ得」ないとすれば、むしろ満州は「今日ノ儘ノ方可ナラズヤ」と正式な協定を締結しないように慫慂した⁽³⁴⁾。

結局、露清間の満州に関する外交交渉は、加藤外相の清国への働きかけと対露抗議が功を奏し、ロシアが四月五日付官報で交渉断絶を表明して終息した。ロシアは「露清協商」は「実ニ満州ヲ清国ニ還付セントスル露国ノ意志ヲ実行セントスル第一着手段」であったが、協商

の締結に対して「重大ナル妨碍ヲ清国ニ加エタルモノ」があり、そのため「満州撤退ノ手段」を「速ニ実行」することができなくなったと取り繕い、野心がとん挫した無念さをにじませるとともに、暗に日本を非難した⁽³⁵⁾。

しかし日本にとって衝撃的であったのは、清国への働きかけでは同調してくれたイギリスとドイツが⁽³⁶⁾、ロシアへの抗議行動では期待に反して、頼りにならなかったことである。イギリスにしてみると、鉄道保護を名目とするロシアの行動はそれなりに理解しうる面もあった⁽³⁷⁾、また南アフリカでのボーア戦争に「片足を束縛されて居る」⁽³⁸⁾ので余力がないということでもあったが、ロシアに圧力をかけるうえで有力な援軍と加藤が期待していた英独協商そのものが、満州問題については実は空文であったからである。

すなわち、二月二日にドイツ外相リヒトホーフエンが井上勝之助駐独公使に「独国ハ満州ニ関シテ利害ノ関係小」であり、英独協商の締結時に「独国ハ満州ニ干渉セサルヘキ旨」をイギリスと「商定」していたと述べていたが、さらに三月一日にはドイツ帝国議会において「英独協商ハ満州ニ適用セサルモノ」とその態度を闡明し、「満州ノ運命ハ独国ニ取りテ全ク痛痒ヲ感セサル所」とまで言明したのである⁽³⁹⁾。英独協商については、もともと都筑馨六（井上馨の女婿、井上・伊藤博文の外交ブレーンの存在）のような日露宥和論者からは「英独ノ為メニ露国ノ満州経営ヲ沮障シテ毫モ我ニ利スル所」⁽⁴⁰⁾がないと懐疑的にみる見方も存在しており、いずれにせよ対露外交を進めるうえでの

英独との関係については、前述のように、三月一五日開催の元老会議で英独にその気がない以上、戦争を賭すほどの対露強硬姿勢を日本が単独でとることはできない、つまり「我行爲ヲ英独意嚮ノ範圍ニ制限スルノ外ナシ」となったのであり、事実上の仕切り直し状態となった。

他方、露清密約問題とはほぼ同時期にロシア側から提議されたのが、列国の共同保証下に韓国を中立化する案であった。それはもともとイズヴォリスキー駐日ロシア公使が、前年秋以来慎重に日本指導層の意向を探っていたものであるが、井上馨と都筑馨六の積極的な支持をえたとの感触から、ラムスドルフ外相の了解のもと、一九〇一年一月七日に加藤外相に正式提案したものであった。⁽⁴¹⁾

しかし加藤外相をはじめ多くの外交官たちが、ロシアの提案に強く反発した。とくにロシア公使から清国公使に転じていた小村寿太郎の一月一日付の反対意見は激烈であった。すなわち小村は、第一に、韓国の中立化は満州におけるロシアの行動を「有効ニ多少抑制シ得ル所」の「日本国ノ韓国ニ於ケル現位置ヲ失ハシムルノ結果ヲ生」じさせる、第二に、日本が「韓国ニ於ケル政治上並ニ商業上ノ重大ナル利益」を「保持」しようとする「決心及能力」は「一般ニ認識セラレ居ル所」なので、中立を認めることが「日本国ノ威信」に「最大ノ影響ヲ及」ぼすという二つの理由をあげて、「韓国ノ中立」は「重大ナル障害ヲ生スヘキモノ」と断定する。

さらにそもそもロシアの提議が、「満州ニ於ケル行動ノ自由」を望むことに「基因」することが明らかなので、「満州問題ト関連」させなけ

れば「韓国問題ノ解決ハ満足ノモノニ非ラス」、それゆえロシアが「満州ヲモ中立地トナスコトニ同意」しない限りは、「如何ナル場合」でも、日本がロシアの提議を「容認セサルコト極メテ緊要」であり、もしそれができないのであれば「日本国ハ韓国ニ露国ハ満州ニ各勢力範圍ヲ分割スルコトヲ主張スルノ外他ニ方法ナシ」。⁽⁴²⁾以上が、小村の加藤への進言であった。小村はすこぶる強気であった。

そうした意見も踏まえて加藤外相は一月一七日、珍田捨巳駐露公使にロシア政府への回答の伝達を命じた。それは、「満州ニ於ケル露国現下ノ態度」が「自然他国ヲシテ不安ノ念ヲ起」こさせている、西・ローゼン協定は「今尚ホ有効」であり、「現下ノ事宜ニ適応スルモノ」である、そうした情勢なので、日本は中立化よりもロシアが「従前ノ状態」に「復帰」して「自由ニ交渉ヲ遂行」できるようにするまで「本案ノ商議ヲ延期」することが「得策」と信じる、という拒否回答であった。⁽⁴³⁾

同日、加藤外相はイズヴォリスキー公使と会談し、日本政府の回答の内容を説明した。拒否回答に接したイズヴォリスキー公使は、「日本政府力満州問題マテヲモ引援シテ回答」したことに、ロシア政府に「悪感情」が生まれるのではないか「切ニ憂フル所」と述べ、「頗ル失望ノ色」を浮かべた。それに対して加藤は、回答は「友誼ノ精神」をもつてなしたものであり「別ニ他意」があるわけではない、要するにロシアが満州から撤退するということは「数次且ツ断然貴国政府ノ宣言セラレタル所」であり、日本政府も「固タク其宣言ヲ信スルモノ」で、

また「遠カラス実行セラルヘキモノト信」じている、それゆえ「韓国中立ノ事ハ貴国満州ニ関スル宣言実行ノ後ニ之ヲ議スルモ尚遅カラスト思考スルモノ」と切り返した。

さらにイズヴォリスキー公使が「満州問題ハ韓国中立ノ議トハ全く別問題」ではないかと述べたのに対して、加藤は「自分ハ此二問題ハ互ニ関連セルモノナリト考フルモノニシテ此二事ハ分離シテ見ル事能ハサルモノト信ス」と強い口調できつぱりと答え、さらに「自分ノ私語」として、もし「中立保証ノ範圍ヲ満州ニマテ及ホスノ意志ヲ日露両国ニ於テ有スルナラハ之亦本問題ヲ決スル一ノ方法ナルヘク」、あるいはまた「権勢ノ区分ヲ分ツノ意志アルナラハ之亦他ノ方法ナルヘシ」と、韓国と満州の同時中立化もしくは満韓をそれぞれの勢力範囲とする持論の満韓交換論を提起したのである。⁽⁴⁴⁾

なお二月二日にイズヴォリスキー公使は、露清密約問題を機にロシア非難で沸騰する日本の世論を肌身で感じながら、韓国中立化構想の失敗の総括をラムスドルフ外相に送ったが、そのなかで「ロシアの勢力圏の著しい拡大という既成事実」に直面した日本政府は、補償を韓国で獲得することに躍起となっており、ロシアに対する国際的な結合を作りだそうとしている、もしそれができないときには自力で行動を起こす可能性もあるかもしれない、という危惧を表明している。⁽⁴⁵⁾

こうして韓国問題をめぐる日露交渉は、ひとまず「現状ヲ維持スルヲ目的」とせざるをえない状態となった。ロシアの満州占領がつづくにもかかわらず、英独からの強い援助が期待できない以上、日本は独

力でロシアに対峙していかなければならないが、その場合、日露開戦でも覚悟しない限りは「露国ノ行為ニ対シテハ一応ノ抗議力權利ノ留保ニ止メ、後日ヲ俟チテ臨機ノ処置ヲ講スルコト」⁽⁴⁶⁾（満州問題に関する廟議決定を求めた三月一二日付伊藤首相宛て加藤外相書簡）とならざるをえなかったのである。それゆえイズヴォリスキー公使が抱いていた日本の武力行使の可能性に対する懸念は、この時点では杞憂に終わった。

いずれにせよ、三月一五日に開かれた元老会議は、事実上この方針を決定したものであった。⁽⁴⁷⁾伊藤首相や山県有朋たち元老は、これまでどおり韓国問題と満州問題とを連繋させず、日露両国の武力衝突を回避する方針を堅持することにしたのである。しかしそれは、日本指導層が対露外交を有利に展開する術をもたない、ある種の手詰まり状態の表明でもあったのである。

(三) 対露外交の転機―日英独同盟の提起―

ところで、そうした対露外交をめぐる閉塞状況が、思わぬ方向から動きだすことになった。駐英ドイツ臨時代理公使エッカルトシュタインが、林董駐英公使に日英独三国同盟の締結をもちかけてきたのである。

すなわち、露清密約の締結阻止に成功した直後の四月九日付で送られてきた林公使から加藤外相宛の電報によれば、エッカルトシュタインが「私見」としてではあるが、「極東ニ於ケル權力均衡」を維持し、

「将来変急ノ日」に備えるため、(一)日本は韓国と交渉上「自由ノ行動」を与えられること、(二)同盟国中の一国が一敵国と交戦する場合には、残り二同盟国は中立を守ること、(三)ただし第三国が敵国を援助した場合には、二同盟国はそれに干渉すること、という条件で三国同盟を結ぶことを「得策」として提議してきたのである。⁽⁴⁸⁾

加藤はこの電報をとくに小村駐清公使に転電して意見を尋ねたが、小村は「三日ただちに回電し、三国同盟の締結が「極東ニ於ケル勢力均衡ヲ保持」するものであり、「日露間ニ衝突アル場合」には英独の力でフランスを中立に保たせることができるなど、ロシアに対する「我位置ヲ鞏固」にすることができるので、日本に「莫大ノ利便」をもたらすものと高く評価した。⁽⁴⁹⁾

ただし、イギリスとの提携をもとより望んでいた加藤外相ではあったが、日本政府としては「尚一層詳細ナル報告ニ接スル迄ハ提案ノ三国協定ノ利害」について「何等意見ヲ表白」することはできない、それゆえ林個人の責任でイギリス政府の動向を探るよう、一六日付電報で林公使に命じた。⁽⁵⁰⁾ 加藤は事が重大な案件であるだけに、イギリス政府の真意と熱意を確認するため、まずは慎重に動くとしたのである。また前年に参加した英独協商が期待外れだったこともあり、すでに英独間でどの程度の話し合いがなされているのかも見極める必要があった。⁽⁵¹⁾

それに対して林からは、一七日にランズダウン英外相と会談し、「日英両国間ニ或ル永久的協定ヲ成立セシムルノ見込アラサルヘキヤ」と

問いかけたのに対して、英外相が「此事タル必スシモ両国間ニノミ限ルヲ要セス或ハ他国ヲ加フルモ亦タ可ナラスヤ」との言を漏らしたという報告がもたらされた。⁽⁵²⁾

三月の元老会議後のこうした新たな事態に直面して、ただちに反応したのが山県有朋であった。彼は四月二四日に伊藤博文首相に「東洋同盟論」を送り、三国同盟の締結に賛意を表した。すなわち、「露ノ満州ヲ窺フヤ既ニ久」しく、今後ますますその「勢力区域」を「拡張」し、「東三省」を「掠奪」せずにはおかぬ、列強は「支那保全」を唱えて勢力均衡を維持しようとしてはいるが、「清国ノ瓜分」は免れることができないであろう、そうした状況に日本もあらかじめ「処スルノ方策」を定め、「東洋ノ平和」を維持し、「我疆域ヲ全クスヘキ計画」をたてなければならぬ、そこで日露間に「早晚一大衝突」が免れないならば、この「衝突ヲ避ケ戦争ヲ未然ニ防クノ策」は「他ノ与国ノ勢援ニ藉テ彼ノ南下ヲ抑制スル」しかなく、それゆえ「今回同盟ノ計画」は「恰モ我ニ好機ヲ与フルモノ」であり、「速ニ英ノ意ヲ探リ進テ独ニ議シ盟約ノ成立」をはかるべきである。

このように山県は三国同盟の成立に意欲を示したのであるが、ただしエッカルトシュタインが提示した条項のなかの「朝鮮ニ於テ我ニ自由ノ行動ヲ与フ」というのが「如何ノ程度」なのかがわからない、「我ニ在テ日露協商ノ存スル間」はそれ「以外ニ出ルヲ得」ないが、もし「朝鮮ハ盟約以外」で「他日露国トノ間ニ如何ノ協商ヲ為スモ日本ノ自由行動ニ任ス」という意味ならば「是レ尤モ幸」であり、「盟約ヲ結

フニ方テ此意ヲ以テ協商スルヲ可」とする、と主張していた点に注意しなければならぬ。

つまり山県は、ロシアの南下政策に対抗するために日英独三国同盟の必要性を唱える一方で、韓国問題は同盟外とし、韓国における日本の「自由ノ行動」を可能にするためにはむしろ日露協商の締結がもっとも望ましいと考えていた、いしかえれば日英独同盟と日露協商との併存を構想していたのである。⁽⁵³⁾ 山県にしてみれば、日本の韓国支配を進めるにあたって、日露協商にのみ依存することには懐疑的であったが、日英独同盟を背景とするロシアへの外交圧力をえられるならば、韓国問題への英独の関与を新たに招来するよりは、これまで同様韓国問題をめぐる当事国同士である日露間で同問題を処理したほうが得策と判断したのであろう。

さらに意見書を終えるにあたり、三国同盟が「他日機ニ乗シテ福建浙江等ノ地ニ勢力区域ヲ設定」することをも可能にしうると述べていたように、山県は依然として清国南部への進出意欲も示していた。⁽⁵⁴⁾

以上のように、翌年締結されることになる日英同盟に向けての動きは、もともと第四次伊藤博文内閣のときにはじまったものであった。しかし五月二日に伊藤首相が辞表を提出し、紆余曲折を経て、後継として維新の「第二世代」と目された桂太郎陸軍大將を首班とする新内閣が成立したのが六月二日であったこともあり、同盟交渉はしばらくの間進展しなかった。またそうした交渉の停滞は、加藤高明外相がイギリスの真意と熱意を推し測ろうとしていたように、イギリス側にも

ぜひと日本と同盟を結ぼうとする意志が、この時点ではまだ弱かったことに起因していた（エッカルトシュタインの思いとは別に、ドイツにははじめから三国同盟を締結する考えがなかった）。⁽⁵⁵⁾

そうした休止状態の同盟交渉が再び動いたのは、七月一日、イギリスに帰国していたマクドナルド駐日公使が林董公使と会談して、日本と同盟を結ぶ意志がイギリス側にあることを伝えてきたときからであった。⁽⁵⁶⁾ マクドナルド公使は翌一六日にも林を訪ね、重ねて「英国政府ハ全然日本ト同盟ヲ結フニ意アリ」と同盟締結の意志を明らかにした。ただし、「他国トノ同盟ハ英国古来ノ政略ニ違フモノナルヲ以テ愈々同盟ヲ為スニハ時日ヲ要ス」⁽⁵⁸⁾（傍点筆者）とも言葉を添えた。

林公使はマクドナルドとの会談の様子を曾禰荒助臨時兼任外相（外相予定者の小村寿太郎駐清公使が義和団事件の収束を定めた北京議定書締結交渉に従事していたため、その間曾禰蔵相が外相を兼任していた）にただちに伝え、「本件ハ最モ機密ノ取扱ヲ要」するが、日本政府が「此際一步ヲ進メ」て意見をそれとなく述べることが利益になるのではないかと具申した。また同時に、イギリス政府が「何故ニヤ頻リニ日露ノ相合同スルヲ恐レ居ル模様」にみえるので、それを利用して、もし日英同盟の見込みがたないならば、「日露相合スヘシトノ振リ」をみせてイギリス政府を「刺激」すれば「好都合ノ取扱」をなすことができるかもしれないと、日露協商論を対英交渉の外交カードにしようとする考えも示していた。⁽⁵⁹⁾

七月三十一日、林はランズダウン外相と会談した。ランズダウンは今

や「兼テ貴公使ヨリ御話アリシ永久取極メノ問題ニ関シ談話ヲ始ムルコトヲ得ヘシ」と切りだし、そもそも「日本カ如此取極メヲ希望スルハ何ヲ目的トセラル、ヤ」、また「日本ハ満州ニ果シテ如何ナル利益ヲ有セラル、ヤ」と問いかけた。それに対して林は「全ク本使限リノ意見」と断ったうえで、つぎのように意見を述べた。⁽⁶²⁾

すなわち、満州における日本の利害は「間接」であるが、朝鮮の問題は「最モ緊切」にして、日本にとっては「所謂死活問題」である、本使は「露国力満州ノ経綸ヲ終ヘタル後」に「直ニ朝鮮ニ入り来ルコトヲ恐レルモノ」である、それだけは「如何ナル手段ヲ用」いても防がなくてはならない、それゆえ「我帝国永遠ノ利益」のためには、まず第一に、なるべくロシアを満州から遠ざけ、もしそれができずにロシアと戦わなければならない場合には、ロシアに対する「第三国ノ援助」を防止することが日本にとっては必要である。⁽⁶¹⁾

ランズダウンはそれに対して、イギリスは朝鮮になんらの利害関係を有するものではないが、ロシアが朝鮮を「併有」することを好むものでもない、またイギリスの清国に対する政策は「門戸開放」と「領土ノ保全」であり、この点に関しても日本とその目的を同じくしている、このように両国の目的が「合同」する以上、「双方ノ利益ヲ保護」するために「何分ノ談合」をすることができるし、まさに「今日ハ其時期」であると応じ、さらに「日本カ朝鮮ニ有スル利益」は、あたかもイギリスが南アフリカのトランスヴァールに有するものと「同一」であると発言した(林はイギリスがエジプトにもつ利益も「此類」と

応じている。⁽⁶²⁾

またランズダウンが、先般ロシアが提議した韓国の中立保証案を日本が拒絶した理由を尋ねたのに対して、林は、ヨーロッパにおけるベルギーやスイスのように「小国」であつても「国民ノ元氣能ク列国共同保証ノ下ニ在テ中立ヲ維持スルコト」ができる国に比して、「韓人」は「自ラ国ヲ治ムルノ力ナキカ故ニ列国ヨリ中立ノ保証ヲ為スモ何ノ効力」もなく、「内乱」が「何時発生」してもおかしくない状態にある、それゆえ「何国カ果シテ治國ノ任ニ当ルヘキヤノ問題」が生じ、「利害関係ヲ有スル列國ノ間ニ衝突ノ起ルヘキハ必然」であり、それが日露間の「争鬭ノ因由」になると、応答した。つまり韓国には統治能力が欠如しているため列国による韓国支配問題が生起すること、そこで韓国問題が日露関係を衝突必至のものとすると述べ、日本の韓国進出と支配の正当性を強調したのであつた。

(四) 日英(独)同盟と日露協商との並行的模索

ところで、七月三十一日の会談の様子は、八月二日に東京の外務本省宛電報で届いたが、その末尾で林公使は「日本政府ノ意向如何」を示すよう重ねて請訓した。⁽⁶³⁾そこで八月四日桂首相は、避暑のため葉山御用邸に行啓する皇太子に伺候した伊藤博文に、帰途桂の葉山別邸に立ち寄ることを求め、両者は会談した。

桂は「日英問題ノ発端ヨリ今日ニ至ル経過」を詳しく説明し、「熱心今来ノ利害ヲ討議」し、結局「主義」において両者はともに「日英間

二一ノ協約ヲ成スヲ可トスルニ決」し、さらに清韓両国に対する日本の「国是」についても「深く審議ヲ盡」した。⁽⁶⁶⁾

このように桂首相のみならず伊藤においても、ロシアの満州占領の継続はとうてい容認しえないが、日本単独でロシアに対抗するには力不足である以上、本当に実現するかどうかは定かでないがイギリスやドイツともし仮に同盟しうるならばそれにこしたことはなく、日本の韓国政策や中国政策の展開にも裨益しうると考えられたのであろう。

その結果、「到底、英国は連合をなす事困難なるべきも、若し同盟するとせば先づ其範圍を定めざるべからず」⁽⁶⁷⁾（傍点筆者）として伊藤の起草したものが、対英交渉に臨む日本の基本姿勢となった。なお曾禰臨時兼任外相はそうした桂と伊藤の熟議を経て起草された電文案をあらかじめ山県有朋に示し、その承諾をえて電報を発した。⁽⁶⁸⁾

その林公使宛の訓電の内容は、「東洋事件」に関し「或ル確実ナル協約ヲ設ケントノ英国政府ノ提案」に対して、日本政府は「主義トシテ賛成」である、ただし「本案ノ性質及ヒ其範圍ニ関スル意見ヲ一層明晰ニ報白」していただければ日本政府として「本懐」であると、イギリス側の考えをよりいっそう明確にするよう求めるものであった。

さらに林に対しては、林が「全ク本使限リノ意見」としてランズダウン外相に示した先の意見を「当ヲ得タル」ものとして「承認」したうえで、「帝国政府ノ態度」に関するつぎのような「綱領」⁽⁶⁹⁾をランズダウン外相やマクドナルド公使との会談で明らかにしてもよいと許可した。

すなわち、韓国が「他邦蚕食政略ノ結果」を被らないようにすることが日本にとつては「一ノ根本主義」であり、この主義は日本政府が「万難ヲ排シ極力之ヲ固守」しなければならぬもので、この「根本主義ヲ維持スル」ことが「日本ノ安全ヲ期スル所以」である、またロシアが満州において「現存約定ヲ以テ取極メタル範圍ニ超越」してその「統治権」を「拡張」するようなことは「韓国ノ独立ヲ危クスル」ものであり、日本にとつては「不安ノ因」となるものである、さらにそうした「統治権ノ拡張」、または「北清ニ於ケル領土的商業的或ハ殖工業的利益ノ専占ノ増加」は「多少ヲ論」ぜず、「総テ此レ幸ニ日英両国ノ共ニ政略トスル所」の「門戸開放及ヒ領土保全ノ政略」と「矛盾」するものである。⁽⁷⁰⁾

このように、(一)韓国支配を他国に委ねないことが日本の安全を保障する根本政策であり、(二)ロシアの満州占拠の維持・拡大はその韓国の独立を危険にするもので日本としては認めることができない、(三)またロシアの満州での動きは日英両国がともに基本政策とする清国における門戸開放と領土保全に反するものであるというのが、桂首相と伊藤・山県の両元老の了解のもと示された、日英交渉に臨む日本の基本的態度であった。つまりロシアの満州占拠問題と日本の韓国支配問題とを、日本の対露政策の同一地平の枠内でとらえるという認識で（そして対露政策と対清政策とを関連づけるという認識で）、三者は基本的に一致したのである。

それに対してイギリス側からは、ランズダウン外相が一四日に面会

した林公使に、先般来の会談から了解する日本側の「提案協定ノ主要ナル目的」は、「清国ニ於ケル門戸開放及ヒ領土保全」と「韓国ニ於ケル日本ノ利益ノ維持」の「三箇条」と記憶していると述べたうえで、一六日から一か月間の暑中休暇に入るののでその間に本件をよく思案するが、林公使においても日本政府から交渉の「権限」を受けて、そのうえで休暇明けに「一層真面目ニ本件ノ協議ヲ開始」しようとの答えがあったのみであった。⁽²³⁾

そうしたイギリス側の姿勢は、より詳しい考えの提示を求めている日本側に一種の肩透かしを食らわせた感があり、八月二六日に会合した桂首相、伊藤博文、井上馨の三者には軽い失望感とともに「曖昧摸量」と認識された。また同時に、伊藤と井上の間では、日英交渉の行方如何にかかわらず、日本としてはともかくも「先朝鮮を吾之を左右し得る之権」を獲得することが必要であり、そのため今が日露交渉を開始する好機であるとの認識で一致した。⁽²⁴⁾

さらに井上は桂首相に同日付で書簡を送り、そのなかで、日英独同盟に対するイギリスの態度が曖昧であること、現在是有力者がロシアを訪れ双方の意向を探る好機であること、伊藤のアメリカ行きは中止して、ヨーロッパからシベリア巡視の名義でロシアに行き、ロシア側と会談するのが適當であること、その前に日本政府の意志を決定することが必要なので、山県を来月七、八日頃に東京に呼び戻す手段を考えてほしいなどの意見を伝えた。⁽²⁵⁾

桂は二八日に返書を認め、「小生対魯の意見は他に無之」としたうえ

で、「蓋し御話仕候通り朝鮮の始末を以て第一とし、既に得たる清国福建省の不割譲問題を確実」にするためには、「将来直接魯と和するか、戦て和するか、英と同盟して而して魯に談判を開くか、何れにしても朝鮮外一件の始末を付くるに悉皆基因するもの」なので、「我に利あるの策を取るに外ならず」と対英交渉のみならず、ロシアとの協議も必要とする認識を示した。⁽²⁶⁾

なお、この桂書簡は井上から伊藤にも回送されており、書簡に認められた桂の外交姿勢は、伊藤も承知するところであった。

九月一日、伊藤が桂首相を訪問し、すでに内定していた伊藤のアメリカ外遊（エール大学百年記念祭に列席して博士号を授与されることになっていた）を利用してロシアにまで足を延ばす件を諮った。桂は、伊藤が責任ある地位についていないことを利用して「個人ノ資格」でロシアの当路者と「思イ切テ諮論ヲ試」み、もし「現行ノ日露協商ニ優レル取極メノ基礎ヲ発見」しうるならば不同意のほがらないとして、伊藤のロシア行に賛成の意を表した。⁽²⁷⁾ またそのとき両者の間では、伊藤の韓国問題に対する基本的姿勢が、「其ノ現状ヲ変シテ帝国ノ利益ヲ進メ且吾レニ取得スルニ同国政治ニ干与スル行動ノ自由及専權ヲ以テスルニアルコト」⁽²⁸⁾（傍点筆者）が了解された。

すでに触れたように、伊藤は八月二六日に会合した井上との間で、韓国を「左右し得る之権」を獲得することが必要との認識で一致していたが、桂に対しても、これまで以上に韓国支配の程度を強めようとする志向性を明らかにしていたのである。つまり依然としてロシアが

満州に居座りつづけている状況においては、ロシアの旅順・大連の租借をいわば黙認する代わりに結ばれた西・ローゼン協定の取り決め以上のものを、日本も韓国においてえるべきであると考えはじめていたのである。

なお伊藤のロシア訪問については、山県有朋の勧誘に桂と井上が賛同したためとも、日露関係を憂慮していた井上の強い勧めによるものとも伝えられているが、いずれにせよ桂、山県、井上の了解のもと、明治天皇にも内奏され実現することになった。⁽⁷⁹⁾

以上みてきたように、一九〇一年三月段階では手詰まり状態にあった日本の対露外交であったが、同年四月のエッカルトシユタインによる日英独同盟の提起以降、とくに七月に入りマクドナルド駐日公使とランズダウン英外相から日英交渉の意欲が示されることによって、日本指導層内に日英（独）同盟締結に向けての志向性が強まることになった。またそうした潮流は、「独力以て東洋の大局に当るは困難なれば、或機会に於て某国（英国）と或種の協定をなすことに注意すること」⁽⁸⁰⁾および「韓国は保護国となす目的を達すること」という外交政策を掲げる桂太郎が内閣を組織することによって勢いをえることになった。

ただし、マクドナルド駐日公使が「他国トノ同盟ハ英国古来ノ略略ニ違フモノナルヲ以テ愈々同盟ヲ為スニハ時日ヲ要ス」と述べていたように、はたしてイギリスがどの程度の熱意とスピード感をもって交渉に臨むのかは定かでなかった。

また伊藤博文が「到底英国は連合をなす事困難なるべきも、若し同

盟するとせば」と、イギリスの同盟締結に対する熱意や本気度についてかなり懐疑的な見方をしていたことにも注意しなければならない。すなわち、駐英公使の林董が一九〇六年の帰朝後に、伊藤博文のロシア行に関連して「但し当時日本政府は本より何人も、英国が真実に同盟を結はんことなどは思ひもよらず」（傍点筆者）と述懐していたように、西洋の大国であるイギリスがはたして本当に極東に位置する日本との同盟締結に踏み切るのかどうか、その点に関しては実は当時、日本指導層内にもかなり懐疑的な空気が漂っていたのである（林が七月一六日付電報で「本官ノ観ル所ニ拠レハ英国ト同盟スルハ我ヨリ与フル所少クシテ日本ニ取リ利益多大ナリ」と述べていたように、そもそも同盟がもたらす日英の利害関係には不均衡があるという認識もあった）。

さらに井上馨が「自分勝手之都合ノミ謀ル英政府と連合」するのは効力薄弱であり、逆に露仏から敵視を受ける結果、満州で有望な商工業の利益まで放棄しかねないことになると述べていたように、⁽⁸²⁾帝国主義国イギリスに対するある種の不信感と同盟のもたらす不利益な側面を指摘する指導者も存在したのである。

しかしこれまでみてきたように、日英交渉がまがりなりにも動きだすことによって、日本指導層内には交渉に臨む基本的態度の検討が求められることになった。そして日英（独）同盟が対露同盟である以上、当然のことながらそれは、あらためて日本の対露政策と韓国支配についての再考を余儀なくさせるものであった。つまり日英同盟交渉が具

体化しはじめることによって、むしろ日露交渉の志向性が強まるという側面もあったのである。その意味で、日英同盟を志向する桂太郎首相と日露交渉を重視する伊藤博文が八月四日に会談して、それらの諸点についてじっくりと話し合ったことは重要であった。

いずれにせよ、三月の元老会議の時点で明らかになったことは、日本が単独で日露開戦に踏み切ることが困難である以上、日本にはロシアを牽制しうる外交上の味方が必要なこと、そして韓国における日本の支配を伸長させるためには、日本のさらなる発展を抑制しているこれまでの西・ローゼン協定に代わる日本に有利な新しい日露協定が必要であること、という二つの点であった。

その意味で、エッカルトシュタインによる日英独同盟の提起は、閉塞感の漂った対露外交を開開するために日英(独)同盟と新たな日露協商とを並行的に追求するという対露外交の新潮流を生み出すことになった。もちろんそこにおいては、日英(独)同盟に力点を置く論者と日露協商を重視する論者の違いがあったし、そもそも対露外交を展開するうえで日英(独)同盟の威力にどの程度の期待を寄せるのかの違いが根本にはあった。そして少なくとも伊藤や井上たちは桂首相に比して、日英(独)同盟の成立に懐疑的であったこともあり、過度の期待はしていなかったといえるのである。⁽⁸³⁾

ただいずれにせよ、日本が望む内容を含む日英(独)同盟をはたして締結することができるのかどうか、イギリスの本気度はどの程度なのか、伊藤が横浜を出航した一九〇一年九月段階では、日英交

渉の行方はまだまだ濃い霧に包まれていたのである。

おわりに

以上、日清戦後の日露関係を、東アジア国際関係における新しい帝国主義の潮流の出現と、日本の東アジア国際関係上の立ち位置の変化という二つの側面に留意しつつ考察してきた。日露戦争への道程は、いうまでもなく伊藤博文の外遊後に日英同盟が締結されるなど幾多の変遷を遂げることになるが、その点については紙数もつきたので、後稿を期すことにしたい。

ただし稿を閉じるにあたり、あらためてつぎの諸点を確認しておきたい。それは第一に、ロシアに対する脅威認識とともに対露不信感の存在を日英同盟論者にみとることができると一方、日露協商論者のなかには、イギリスに対する不信感が見え隠れしていたということである。

第二に、一九世紀から二〇世紀へと世紀が変わるなかで、日清戦争後の日本も帝国主義国へと変貌しつつあったが、「帝国の名誉」や「日本国ノ威信」、「分配の利益」などの言葉に象徴されるように、そうした変化のなかから生まれた、清国を破りアジア第一の強国になったというプライド、東洋の大国になったのに西洋列強のアジア侵略の分け前にあずからない手はないという飽くなき欲望、つまり当該期の日本指導層に多かれ少なかれ存在した帝国主義的野心(肥大化する欲望)

やプライドこそが、やがて彼らを対露開戦へと誘う執拗低音としてあったのではないかということである。

注

- (1) グロウニン（井上満訳）『日本幽囚記』下（岩波文庫、一九四六年）三五九―三六〇頁。
- (2) 伊藤正徳編『加藤高明』上巻（加藤伯伝記編纂委員会、一九二九年）二七二頁。
- (3) 外務省編『日本外交文書』第三七巻・第三八巻別冊「日露戦争」Ⅰ（日本国際連合協会、一九五八年）一四三頁。
- (4) 宮内庁編『明治天皇紀』第一〇巻（吉川弘文館、一九七四年）五九八頁。
- (5) 坂野潤治『大系日本の歴史13 近代日本の出発』（小学館、一九九三年）三二三頁。なお、日露戦前の新聞論調については、片山慶隆『日露戦争と新聞』（講談社、二〇〇九年）を参照。また原敬が日露開戦になるまで開戦論に与していなかったことに関しては、飯塚一幸「原敬社長時代の『天阪新報』」（伊藤之雄編『原敬と政党政治の確立』千倉書房、二〇一四年）参照。
- (6) 黒沢文貴「江戸・明治期の日露関係」（『日本歴史』掲載予定）。
- (7) 伊藤正徳編『加藤高明』上巻、三三八頁。
- (8) ピーター・ドウス（浜口裕子訳）『日本／西欧列強／中国の半植民地化』（岩波講座近代日本と植民地）第二巻、岩波書店、一九九二年）六一―七二頁参照。

- (9) 千葉功『旧外交の形成』（勁草書房、二〇〇八年）八五頁。
- (10) 和田春樹『日露戦争』上（岩波書店、二〇〇九年）二二九―三三七頁参照。
- (11) 同右、一六八頁。もともと陸奥はそれに従わなかった。
- (12) 一八九八年三月一九日、西外相はローゼン公使に「韓国ガ外国ノ助言及助力ヲ要スル場合」に第三国に頼むのは日露両国の利益上好ましくなく、「国土ノ近接及現有ノ利益」を考えて「助言及助力ヲ与フルノ義務ハ日本ニ一任セラルベキモノナリト思惟ス」と述べ、さらにそれをロシアが認めるならば、「満州及其沿岸ヲ全然日本ノ利益及関係ノ範圍外ト思考スベシ」と提案している。同右、二八〇頁参照。また外務省編『日本外交文書』第三一巻第一冊（日本国際連合協会、一九五四年）一五三―一五四頁。
- (13) 和田『日露戦争』上、二九三―二九七頁。
- (14) 黒沢「江戸・明治期の日露関係」。
- (15) 大山梓編『山県有朋意見書』（原書房、一九六六年）二六五、二六六頁。
- (16) 伊藤之雄『立憲国家と日露戦争』（木鐸社、二〇〇〇年）九九頁。
- (17) 千葉功氏は、満韓交換論を広義に理解し、「日本の韓国における、またロシアの満州における権限を、それぞれの程度に規定するかによって違いが出てくる。また、満韓交換論をはさんで、ロシアとは満州問題のみを交渉すべきだとする意見と、ロシアとは韓国問題のみを交渉すべきだとする意見が存在した」と指摘されている（千葉『旧外交の形成』六五頁）。さらにその前提として、「満韓不可分論と満韓交換論は対立概念どころか、満韓は不可分であるという現状認識とそのための対処方法といった関係に当たるのである」という、かつての通説とは異なる理解を示されている。

る(同書、六四頁)。

本稿では筆者は、いわゆる満韓交換論と呼ばれる政策論を検討するに際して、まず韓国問題をめぐるロシアとの外交交渉の範囲を、それまでの韓国問題にのみ限定する考えから、新しい帝国主義の潮流のなかで、韓国問題と満州問題とを連繫させる方向へと拡大しようとする政策志向が生まれたこと自体を重視したい。それが、その後の日露対立を考察するにあたり、きわめて重要な点であったと思われるからである。つまりそうした発想の転換があったからこそ、韓国と満州における日露両国の権限範囲をどのように定めるのかという外交交渉が、やがておこなわれることになったからである。それゆえ新たな政策志向を仮に「満韓交換論」と呼び、具体化していく権限範囲をめぐる政策志向を「満韓交換論」として、両者を分けて記述することもありうるかもしれない。しかし両者が密接な関係にあることはまちがいないので、あえて分けて記述することによる理解の混乱をさけるため、本稿では両者を含めて満韓交換論と呼ぶことにする。なお満韓交換論という呼称については、「満韓勢域分割論」(和田『日露戦争』上、三六二頁)や「満州・韓国勢力範囲分割案」(後掲の片山『小村寿太郎』八三頁)という呼称もある。

(18) 伊藤編『加藤高明』上巻、三二四、二七六―二七八頁。

(19) 同右、三二九頁。

(20) 西外相と加藤駐英公使は、ロシアの旅順・大連の租借という事態に対して、韓国問題と満州問題を連繫させて対処しようとする同様の視点をもっていたにもかかわらず、西・ローゼン協定を締結した側とそれに反対した

側に分かれたわけである。親英的な加藤に対して、ペテルブルク大学を卒業し、一〇年にわたり駐露公使を務めた経歴をもつ西という人物的な違いが、両者の協定への立場の違いを生んだ一因かもしれない。

(21) 片山慶隆『小村寿太郎』(中公新書、二〇一一年)五七―五八、六三頁。

黒木勇吉『小村寿太郎』(講談社、一九六八年)は、小村にとって露館播遷は「寝耳に水」で「千秋の恨事」であり、「さすが平生喜怒に平静の小村も、激色平常と異なるものがあつた」と述べ、「朝鮮国王をロシア公使に奪われたのは、自分の手落ちであつたと自覚せぬわけではない、現にその前夜、ロシア公使とある所で相会したのであつたが、その時、こうした事態が起こるといふようなそぶりは、同公使の挙動の中に、少しも現われなかった。だから自分がウェーバーに一杯食わされたとの評は、甘んじて受けなければならぬだろう」という小村の言葉を紹介している(一五九頁)。さらに同書は、榎本卯平『自然の人小村寿太郎』が記す小村の心情として、露館播遷を「夢知られなかったのは過ちである。この過ちは通れんとして通れることは出来ぬ。先生は自ら千秋の恨みとして、この過ちを深く恥じておられた。しかし先生はこの過ちによりて自身を鞭撻されたのである」という一文を引用している(一六〇頁)。なお露館播遷を事前に察知しえなかった小村に対しては、当時その失態を責めるはげしい非難があつた(同書、一五一―一五二頁)。

(22) 千葉『旧外交の形成』七二頁。

(23) 外務省編『日本外交文書』第三三巻(日本国際連合協会、一九五六年)六九九頁。

- (24) 外務省編『日本外交文書』第三三卷別冊「北清事変」中巻（日本国際連合協会、一九五六年）三七九―三八〇頁
- (25) 千葉『旧外交の形成』七五―七六頁。和田『日露戦争』上、三五〇―三五二頁。
- (26) 千葉『旧外交の形成』七六頁。
- (27) 同右、七五頁。
- (28) 同右、八五頁。
- (29) 大山編『山県有朋意見書』二六三頁。
- (30) 千葉『旧外交の形成』七八頁。
- (31) 和田『日露戦争』上、三四六頁。
- (32) 同右、三六二―三六四頁。
- (33) 外務省編『日本外交文書』第三三卷、五二頁。
- (34) 外務省編『日本外交文書』第三四卷（日本国際連合協会、一九五六年）九五頁。
- (35) 同右、三三五頁。
- (36) 伊藤編『加藤高明』上巻、四二四―四二五頁。
- (37) 伊藤『立憲国家と日露戦争』八六、九二頁。外務省編『日本外交文書』第三四巻、一三六―一三八頁。
- (38) 伊藤編『加藤高明』上巻、四二二頁。
- (39) 外務省編『日本外交文書』第三四巻、一五八、一二六頁。
- (40) 一九〇〇年一月伊藤博文宛都筑馨六意見書（千葉『旧外交の形成』六七頁）。
- (41) 和田『日露戦争』上、三七五頁。
- (42) 外務省編『日本外交文書』第三四巻、五二四頁。
- (43) 同右、五二七―五二八頁。拒否回答を聞いたラムズドルフ外相は、「露国政府本来ノ冀望」からいえば「朝鮮問題」にはなるべく「他外国ノ容喙ヲ避」けることにあり、また「現在ノ日露協商」には「充分満足ヲ懷キ別段求ムル所」はないが、「曩ニ小村公使ヨリ交渉ノ次第モアリ（一九〇〇年一〇月の小村公使からウィットセ蔵相への満韓交換論の提起を指すのか―筆者注）貴国政府ニ於テハ朝鮮現下ノ状勢ニ対シ不満足ヲ感セラル、模様ナルカ故ニ我政府ハ可成丈貴国ヲ満足セシメントノ精神ニテ好意的意見ノ交換ヲ求メタル次第ナリ」、朝鮮中立化の意見は「露国本来ノ希望」として主張したわけではない、「唯貴国ノ冀望如何ニヨリテハ如此讓歩ヲ為スヘシトノ趣意」で提出したものである、と応答している（同右、五三六頁）。
- (44) 同右、五二八―五二九頁。
- (45) 和田『日露戦争』上、三七八―三七九頁。
- (46) 千葉『旧外交の形成』八四頁。
- (47) 同右、八四―八六頁。
- (48) 外務省編『日本外交文書』第三四巻、一頁。
- (49) 外務省編『日本外交文書』第三五巻（日本国際連合協会、一九五七年）六三―六四頁。
- (50) 外務省編『日本外交文書』第三四巻、六頁。
- (51) 同右、一二頁。

- (52) 同右、八、一四頁。
- (53) 千葉『旧外交の形成』八八頁。
- (54) 大山編『山県有朋意見書』二六五―二六六頁。
- (55) 伊藤『立憲国家と日露戦争』九四頁。
- (56) 外務省編『日本外交文書』第三四卷、一九、二三頁。
- (57) 同右、二〇、二三頁。
- (58) 同右、二四頁。
- (59) 同右、二四頁。実際に林はマクドナルドに対して七月一六日の会談の際、「日本ノ輿論ハ目下英国ニ対シ大ニ同情ヲ表シ、露国ニ向テハ反对ナリ。然レトモ此同情ナルモノハ、畢竟感情ノ結果トイハンヨリハ寧ロ利益ノ結果ナルヲ以テ、若シ露国ニシテ日本カ最モ有利ト認識スル所ノ譲与ヲ為シテ日本ト融和セント試ムニ於テハ、日本ノ同情ハ必スシモ露国ニ傾カストハ言ヒ難シ」と、日英と日露をあたかも天秤にかけるような発言をしている(同右、二〇―二二頁、読点は筆者)。
- (60) 同右、二九、二五頁。
- (61) 同右、三〇、二五頁。
- (62) 同右、三〇、二六頁。
- (63) 同右、三〇頁。
- (64) 同右、二六頁。
- (65) 同右、二四、三一頁。
- (66) 外務省編『日本外交文書』第三五卷、六六頁。石井菊次郎「日英協約交渉始末」には、「一日桂首相ハ其ノ葉山別邸ニ於テ本件ニ付伊藤侯ニ内協議スル所アリ伊藤侯ニ於テハ主義トシテ日英同盟(若シ能フヘクハ)ニハ賛成セラレ進ンテ我對韓地歩ニ関シ親シク執筆起文セラレタル所アリシト云フ」(外務省編『日本外交文書』第三五卷、七〇頁、傍点筆者)と記されている。
- (67) 『原敬日記』一九〇二年二月二六日条(原奎一郎編『原敬日記』第二卷、福村出版株式会社、一九六五年、六―七頁)。なお同二月一八日条には原敬が井上馨から聞いた話として「案外にも此事は前内閣の時代より端緒を開きたるものにて、殊に英国より今回提議せし案は、現内閣となりてより葉山に於て伊藤、桂と会見したる時、伊藤が到底英国の同意は困難なるべきも先づこんな事にて如何と云つて書たる覚書を林駐英公使に送り置きたるものを林一己の考として英国に示したるものが基礎となりたるものにて」と記している(『原敬日記』第二卷、四頁、傍点筆者)。
- 千葉『旧外交の形成』九〇頁。
- (68) 千葉『旧外交の形成』九二頁。
- (69) 外務省編『日本外交文書』第三四卷、二七頁。
- (70) 外務省編『日本外交文書』第三五卷、六六頁。
- (71) 外務省編『日本外交文書』第三四卷、二七―二八頁。
- (72) 同右、三二頁。
- (73) 同右、三四頁。
- (74) 千葉『旧外交の形成』九二頁。一九〇一年八月二六日付桂太郎宛井上馨書簡(千葉功編『桂太郎関係文書』東京大学出版会、二〇一〇年、五一―五二頁)。

- (75) 一九〇一年八月二六日付桂太郎宛井上馨書簡。伊藤『立憲国家と日露戦争』一三〇―一三二頁。
- (76) 一九〇一年八月二八日付井上馨宛桂太郎書簡。伊藤『立憲国家と日露戦争』一三二頁。
- (77) 石井「日英協約交渉始末」（外務省編『日本外交文書』第三五卷、七一頁）。
- (78) 伊藤博文の外遊関係顛末（外務省編『日本外交文書』第三五卷、一三三頁）。
- (79) 千葉『旧外交の形成』九二頁。
- (80) 伊藤『立憲国家と日露戦争』一二三頁。宇野俊一校注『桂太郎自伝』（平凡社、一九九三年）二五五頁。
- (81) 外務省編『日本外交文書』第三四卷、二二頁。
- (82) 千葉『旧外交の形成』九一頁。
- (83) 伊藤『立憲国家と日露戦争』一〇二頁。
- (84) 一九〇一年九月到北京議定書が締結されて北清事変が外交的に収束するとともに、翌一〇月には、ロシア軍の満州からの撤兵をめぐる露清間の交渉も開始されている。

（『日本外交文書』編纂委員）